カルタヘナ法(遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号))に基づき、生物多様性影響が生ずるおそれがないものとして環境大臣及び農林水産大臣が第一種使用規程を承認した遺伝子組換え生ワクチンは以下のとおりです。

カルタヘナ法に基づく第一種使用規程が承認された遺伝子組換え生ワクチン^(注1)(最新承認) (平成27年2月4日現在)

生物名	名称及び承認取得者	主な内容	パブリックコ メント回 答 掲載日	不到口
大腸菌	aroA 遺伝子欠損鶏大腸菌 EC3419名称及び承認取得者5 株(ポールバック E.coli)(Escherichia coli) 【ゾエティス・ジャパン株式会社】	○運搬及び保管 ○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以よいう。)に基づく治験書とがう。)に基づく治験事書とびった使用。○接種○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基準に関する法律に基準に関する法律に基準に関する法律ののののという。	(回答はこ ちらから)	2015年2月4日

参考1:承認した遺伝子組換え生ワクチンに係る第一種使用規程承認申請書、生物多様性影響評価書の概要、学識経験者の意見等については、バイオセーフティクリアリングハウス(J-BCH)のLMO関連情報 (http://www.bch.biodic.go.jp/bch_3.html)から検索できます。

参考2:これまでに承認した遺伝子組換え生ワクチンのリストについては、こちらからご覧下さい。 http://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/carta/torikumi/pdf/type1_vaccine.pdf